平成30年度第1回多摩市特別職報酬等審議会議事録

- 1. 日 時 平成30年8月23日(木) 午後4時00分から
- 2. 会 場 多摩市役所 特別会議室
- 3. 出席者 8名(委員数10名)

出席者

有山 長作 菊池 武信 小坂 一郎 齋藤 裕美

齊藤 隆一 千葉 胤昌 平野 紀美子 藤江 美也子

欠席者

澤田 浩二 原 義彦

市長

阿部 裕行

事務局

渡邊 眞行(総務部長) 本多 剛史(人事課長)

三井 崇行(人事課給与・厚生係長) 坂内 良歌(人事課主事)

4. 辞令交付

各委員へ委嘱状が交付された。

5. 市長挨拶

市長 : この度は、多摩市特別職報酬等審議会委員を、お忙しい中、お引き受けいただ きありがとうございます。

一時秋風が吹いてきたかと思えば、暑さがぶり返し、7月は酷暑で、地球温暖 化の影響を肌で感じました。

一方、オリンピックでは、自転車ロードレースが多摩市を通ります。11kmを越え、東京都では一番長い距離を走るため、オリンピックを身近に、間近に見られる良いチャンスになります。夏の暑さが心配ですが、ボランティアの皆さんの力が必要となります。落ち着いた気候の下で、2020年東京オリンピック・パラリンピックを迎えられることを願っています。

本日の多摩市特別職報酬等審議会では、報酬等が妥当なのかをご議論いただきます。職員の給与は、国の人事院勧告、及び東京都人事委員会で、民間給与の実態調査に基づいて、毎年民間の給与及び賞与水準に合わせて勧告され、それに基づいて給与改定を行います。その中で審議会は市の特別職及び市議会議員の報酬について、第三者から見て報酬はどうなのか、実態に見合っているのか等をご議論いただきます。後ほど様々な資料の説明がありますが、私達の職務、職責と見合った報酬等について、闊達かつ忌憚のないご意見、ご審議を賜りたいと思いま

す。

市長として三期目に入り改めて思うのが、危機管理、災害の時、何かがあった時、どのような対応が取れるかが一番肝だと思います。私としては、市民の安全、安心、命をきちんと守りたいです。気象庁の警報発令にこだわらず、早い段階から避難の必要がある事は西日本集中豪雨で明らかになりました。単に市長としての仕事をどうしていくかだけでなく、日々皆さんからも見ていただき、いざという時に動ける自治体になっていきたいです。その事についても、検証していただければと思います。

国や都道府県、様々な自治体含め、色々な騒動がありました。市長がパワハラ、セクハラで選挙になってしまった自治体も都内にありました。特別職について、何でこのような人がやっているのか、何でこうなってしまったのかと思うような報道を見ました。私自身もそのような事が起きないように、自覚しながら仕事に励んでいます。ただ市役所含め、色々不祥事や間違いがあります。その事にきちんと対応していく事も市長としての仕事だと思いますので、見守っていただき、時には叱咤激励、厳しい言葉も頂いていかないといけないと思います。

暑い中、本日はありがとうございます。それではよろしくお願いいたします。

6. 委員自己紹介及び事務局紹介

各委員の自己紹介及び事務局紹介

7. 特別職報酬等審議会条例説明

事務局から多摩市特別職報酬等審議会条例についての説明

8. 会長互選

事務局から会長の互選を求めたところ、委員の一人から会長に小坂一郎委員を推す声が挙がった。他に推薦が無かったため事務局が諮ったところ賛成全員で小坂一郎委員が会長に選任された。

9. 会長職務代理者の決定

会長より、職務代理者に齋藤裕美委員が指名され、異議無く了承された。

11. 諮問

市長から会長へ諮問書が手渡された。

12. 議事録署名人の指名

議事録署名人に有山長作委員及び菊池武信委員が指名された。

10. 会議方法等の決定

会議の公開、議事録、資料及び傍聴人についての取り扱いについて決定された。

15. 資料説明

事務局(給与・厚生係長)から配布資料に関する説明ののち、会長が審議を求めたところ、以下の質疑・意見が出された。

会長:特別職について、平成28年で1件、平成29年で1件設置された。今度は下水道事業管理者も加わった。これらも今回審議する。

資料 21 は市長が職務として他団体に出ているための報酬。これは市長の 給料に響かせるものではない。

資料 3 では東京 26 市の中で多摩市の人口に応じて、特別職の職務のバランスはどうなのか、見ていただければと思う。

資料 19 の給与勧告の骨子には給与勧告のポイントが出ている。給与勧告は民間との差がどれ程あるか、それに応じて公務員も民間と同じレベルにする勧告が出る。

平成29年度の資料について、多摩市の職員の年齢はかなり高い方なので、 給与水準が高くなる。一概に多摩市の給料が高いとはいえない。それと同時 に多摩市の財政は、そこまで悪くはない。ただ他市より余裕があるため、地 方交付税が不交付である。

他に資料について質問はどうか?

委員: 資料4は企業管理者が東京都のうち多摩市以外だと青梅市と町田市しか資料がない。横浜市が設置していたと思うので、政令指令都市等の全国の事業管理者の資料が欲しい。

事務局: 都内でも青梅市と町田市しか設置しておらず、この2市は病院の管理者のため、多摩市の下水道事業管理者とは異なる。他市の例の資料を作成する。

会長: 紐付きの交付税について事務局から説明をして欲しい。

事務局: 東京都や国からの交付税は使途が限られているものが多く、自由に使えるものは少ない。多摩市は地方交付税がもらえない不交付団体のため、市民から頂く税でまかなう部分が多いのが多摩市の特徴。地方交付税がもらえない自治体が何団体かあるが、他団体から見ると裕福団体となる。実情としては国の制度改正に伴い費用が増す事業は、多摩市は自前でやらなければならない。交付団体は交付税で補填される。

会長 : 扶助費は右肩上がり。財政の中で多くを占めている。高齢者の増加等の福祉

に対応するお金が必要になる。

委員:多摩市の生活保護の増減はどうなのか?

事務局 :人数は横ばい。内訳は高齢者の生活保護の受給者が増えている。資料 20(P

21)扶助費の内訳推移より、平成 29 年度は 43 億円程度となっている。資料 20(P22)扶助費と市税の関係について、扶助費は右肩上がり、市税は横ばい

で、差が広がっている。

委員: 高齢者の生活保護受給者は無年金のためなのか?

事務局 : そのような場合もある。 会長 : 市債は減っているのか?

事務局: そうである。資料 20(P32)地方債、つまり借金は減っている。他市と比較し

て健全な財政状況を表している。

会長:多摩市の税収総額の金額はいくらか?

事務局 : 資料 20(P9)市税の推移、平成 29 年度の個人市民税は 105 億円であり、若干

増えている。法人市民税は減少傾向。固定資産税、都市計画税は増えており、

個人市民税より多くなっている。昔は個人市民税の方が多かった。総額は286

億円、昨年度よりは増えている。

会長: 法人市民税は国が制度を変えたのか?

事務局: 市の場合は国税に連動して税の額が変わる。国が削減したため、市も下がっ

た。

委員:前回の答申の時に、市税が減っている分は企業誘致でカバーしているとの話

だったが、企業誘致の資料はあるか?

事務局 : 本日の資料にはないので、次回用意する。多摩センター駅に企業誘致をして

いる。進出してきた企業には条例で固定資産税を優遇している。現在はほぼ 空き地はなく、誘致が進んでいる。企業誘致条例に該当しない企業も多摩セ

ンターに進出する予定がいくつかある。

委員:消費税は消費した自治体に約1%還元されるが、増減はあるか?

事務局: 次回回答する。

委員: 多摩市の収入面でふるさと納税があるが、多摩市は収入が減っているのか?

事務局 : 資料 20(P7)寄付金の推移、平成 29 年度の寄付金は約 1200 万円、それに対

してふるさと納税で約2億円出ている。地方交付税交付団体は出ていった分

補填されるが、不交付団体は出た分だけ損をする。

会長 : ふるさと納税は多摩市もやっているのか?

事務局:やっている。

委員:公共施設が多いので維持管理費がかかり、年々物件費も高くなる。それだけ

なく、予防接種の委託料も物件費に入っている。現時点では、悪い財政状況

ではないと思った。

年々職員が減っていて、高齢者がやめ、新しい人達が入っている。昔、多

摩市は休職している職員が多いと聞いたが、改善されているのか?

事務局: 30 日以上の長期休職者の人数は約30 人程度。そのうち8 割程度は精神に

関する病状。ここ数年の休職者数は横ばい。保健スタッフを充実させており、 カウンセラーや産業医、特にメンタルの先生を増やした。健康管理に力を入

れているが、現在は数字に結びついていない。

委員: 市民の立場からすると、サービスの質が落ちるのではないか、他の職員の負

担が増えるのではないかと思うので、改善していただきたい。

13. 審議日程・次回以降の開催日の確認

審議会は全部で4回行うことを確認した。

次回開催 平成30年10月3日(水) 午前10時30分より

第3回開催 平成30年10月26日(金) 午後3時より

第4回開催 平成30年11月16日(金) 午後3時より

16. 閉会

以上で、すべての日程を終了したので、午後5時45分、会長は閉会を宣した。

以上、この議事録が正確であることを証明するため、会長及び議事録署名人において、 次に記名押印する。

平成30年10月3日